

**「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項**

**1 留意事項**

この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

（注） 酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

| 誓約事項        |                  | 免許等区分 | 酒類 | 期限延長・<br>永久切替 | 条件緩和・<br>相続・事<br>業譲渡 | 酒母・<br>もろみ |
|-------------|------------------|-------|----|---------------|----------------------|------------|
| 1 人的要件      | 酒税法10条 1号から 8号関係 |       | ○  | ○             | ○                    | ○          |
| 2 場所的要件     | 〃 9号関係           |       | ○  | /             | /                    | ○          |
| 3 経営基礎要件    | 〃 10号関係          |       | ○  | ○             | /                    | /          |
| 4 製造技術・設備要件 | 〃 12号関係          |       | ○  | /             | /                    | ○          |

※ 1 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

2 相続事業譲渡の場合、酒税法第10条 4号及び5号の誓約は不要です。

**2 記載の仕方**

**(1) 誓約が必要な事項**

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

（イ） 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、  
㉒、㉓、㉔、㉕

（ロ） 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

（注） 法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

（イ） 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、  
㉒、㉓、㉔、㉕

（ロ） 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

（注） 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、すべての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、すべての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

## (2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

（注） 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有しているすべての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。